

白井市 市民参加条例の概要について

条例の必要性

市では、より良いまちづくりを進めて行く上では、市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。そのためには、市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行うため、市民参加の基本的な考え方と市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めたものです。

条例の概要

市では、生活者である市民の意向を市政に反映させる仕組みとして、条例には、市における市民参加の基本的な理念（考え方）と行政活動の意思形成過程における参加の具体的な手続を定めています。

用語の説明	
市民	市内に在住、在勤及び在学する者、市内に事業所を有する法人、その他の団体などです。
市民参加	市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することです。
連携・協働	市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することです。
市民活動	市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動です。
実施機関	市長、教育委員会及び水道事業です。



《市民の参加を得る行政活動》

- 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における計画の策定又は変更をするとき。（例：地域防災計画、環境基本計画、障害者計画など）
- 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃をするとき。（例：環境基本条例など）
- 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃をするとき。（例：まちをきれいにする条例、なし赤星病防止条例など）
- 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃をするとき。（例：まちづくり条例など）
- 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画などの策定又は変更をするとき。（例：複合施設、公園など）

《市民参加の方法》

上記の行政活動を行おうとするときは、下記のうちから適切な方法を採用する。

方法	内 容
審議会などの設置	<ul style="list-style-type: none"> * 専門的な検討が必要な場合に設置します。 ・ 市民公募枠を設けるよう努めます。 ・ 会議は、原則公開します。 ・ 傍聴者に対し、原則会議資料を配布します。 ・ 応募者の選考基準を設け、公表します。 ・ 会議の開催日時などを事前に公表します。 ・ 会議録及び会議資料を公表します。
パブリック・コメントの募集 パブリック・コメントとは、実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見をいう。	<ul style="list-style-type: none"> * 策定しようとする政策などに対して市民の意見を反映させることが必要な場合などに行います。 ・ 策定しようとする政策などの趣旨、内容、提出方法・期間などを事前に公表します。 ・ 2週間以上の提出期間を設けます。 ・ 提出された意見に対する検討結果及びその理由を公表します。
アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> * 計画策定などにおいて広く市民の意識、意向を把握する必要がある場合に行います。 ・ アンケート調査の目的を事前に公表します。 ・ アンケート調査の結果を公表します。
意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> * 行政活動の趣旨、目的、内容などの説明を通じて、それに対する市民の意見を収集する必要がある場合などに行います。 ・ 開催日時、開催場所などを事前に公表します。 ・ 開催記録を公表します。
ワークショップの開催 ワークショップとは、市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。	<ul style="list-style-type: none"> * 複数の市民が創造性を発揮し、具体的な作業を通じて一定の合意形成を図る必要がある場合などに行います。 ・ 開催日時、開催場所などを事前に公表します。 ・ 開催記録を公表します。
住民投票の実施	<ul style="list-style-type: none"> * 市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要がある場合に行います。 ・ 実施にあたっては、住民投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表などを別に条例で定めます。
その他の方法	<ul style="list-style-type: none"> * 上記以外により効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、それを行います。

《推進体制》

市の附属機関として、市の市民参加に関する基本的事項を調査審議する「市民参加推進会議」を設置。

* 「市民参加推進会議」

（職務）

- ・ 市民参加の実施状況に対する評価
- ・ 市民参加の方法の研究及び改善
- ・ 市民参加条例の見直し
- ・ その他市民参加の推進に関すること

（委員構成）10人以内

- ・ 識見を有する者 2人以内
- ・ 市民活動を行う団体に属している者 3人以内
- ・ 市民（公募） 5人以内